

V 区長（区担当教育次長）からの意見

全体を通して

- ・ 区役所との連携や、区単位での取組が「改善策」や「今後の方向性」に記載にされている箇所が多々ある。しかし、大きな方向性である分権型教育行政への転換や、校長の裁量拡大とともに、区の役割が変わることへの言及などは見られない。このフォーマットから、そのような内容の記載が難しいのかもしれないが、分権型教育行政へ転換するに至った課題認識、出発点となった 500 校のマネジメントを局一つでは細かくできないという課題は 26 年度中には明らかにされたことであり、その課題については、どこかに明記されるべきことであり、そして、今後の方向性としての分権型教育行政への転換への言及は必須項目と考える。
- ・ 区長が教育次長となり、更に学校と連携強化を図っていくためには、校長と教育委員会事務局の意識改革がまだまだ不足している。意識改革への一層の指導をお願いする。また、区職員が教育委員会事務局兼務になったが、区において分権型教育行政をより推進するためには、教育委員会事務局からの職員配置を進めるなど、抜本的な改革が必要で、事務局職員の区へのシフトをお願いしたい。
- ・ 学校施設の活用に関して、プールについて、学校によっては老朽化が進み、改修・建替えの時期に来ているが、少子化が進む中、「本当に 1 校に一つずつ必要か」また「夏季にしか使用されていないが、その他の時期についても市民の活用を含め効果的・効率的な活用ができないか」と言う視点から、もう一度トータルコストを精査した上で見直しを行うべきである。
- ・ 学校の講師の確保が不調である状況をなかば放置しているため、学校現場が疲弊している。全国的に都市部で不足しているということだが、年度途中において遅れが顕著に発生している。26 年度においては 10 週間以上補充されないケースが 49 例もあり、なかには 1 年近くにも及んだことがあったという。特にメンタル不調のような病欠は突発的に起こり、現場を悩ませているが、講師が補充されないことにより更に現場の負担感が増し、悪循環に陥っている。教委事務局担当者は、なぜメンタル不調が多いのか、なぜ異動後に続出するのか、真剣に分析し、改善に取り組んでいるようには見えない。というのは、補充の改善目標を持っていないからである。PDCAを回し対策を講じ、前年より改善するようすべきである。

戦略1-1 学力の向上

- ・ 小中一貫した教育は施設一体型を除き進展していない。年に 1、2 度相互に学校を訪問した程度では連携したと言えず、結果の検証に疑義がある。年 2 回行っているコーディネーター研修会を含め、現在のコーディネーター方式には限界があるのは明白である。学校の方針を決めるのは校長だからである。したがって、進展しているところは、校長同士の相性など属人的要素によるものか、「英語イノベーション」等の仕組みを持ったところに限られる。これは本市教育委員会全体の目標となっているが、顕著な進展が見られないのは、教育委員会内にそれを推進する仕組みがないからである。例えば、指導主事は校種で別であり、区や小・中学校の事情に基づき具体的に一貫して推進する仕組みになっていない。また、小中一貫した教育の施設一体型は過少校の適正配置の解決手段として用いられることがほとんどであるが、完成後の学校規模が小さいという課題は残されている。大阪市には過少校ではないが、施設一体型小中一貫校が物理的に可能な学校がある。しかし、それを担当する部署が無いため、全く進められていない。実施した施設一体型小中一貫校の検証を行った上で、過少校適正配置の対策と切り離し、大阪시가めざす先進的教育のモデル校を、そこで実現していくことが重要だ。

- ・ 習熟度別少人数授業は効果があるとのエビデンスがある。学力向上が至上命題であるにもかかわらず、建替え等施設整備方針には反映されていないため、習熟度別少人数授業に使用できる教室が確保されない。国補助が適用されないことがポイントであるが、単費は不可能と硬直的に判断していないか。学校の倉庫使用などの形態を含め、政策やアウトカムの優先順位を総合的に見て予算措置等行うべきである。
- ・ 学習サポーターの配置については、学力面で課題が大きい学校のみ配置がされているが、学力は個々の生徒に差があるので、配置数を増やすなど充実を図るべきである。そのための人材の確保については、学校ごとでの確保は難しいという学校長からの意見が多く、人材確保に向けて、スケールメリットを生かした市全体での実効的な取組を進める必要がある。また外国にルーツを持つ児童・生徒の日本語能力に応じた学習支援の充実も必要である。
- ・ 英語イノベーション事業について、昨年度も「英語に触れる機会」の低学年からの充実が区長意見として述べられていたが、今後は、26年度から政策企画室予算で実施されている行政区における「英語交流事業」(26年度4区、27年度8区)や、各区の独自予算による事業としっかり連携して、更なる「英語に触れる機会」の充実に向けて今後の事業を構築してほしい。また、小・中学校におけるネイティブ・スピーカーの活用については、聞き取り調査などを進め更なる課題の整理を行うとともに、児童生徒と接する時間の最大化を目的として、それぞれの学校現場で人材活用が進むよう、研修と合わせてコーディネーター制度の導入を提案する。
- ・ 土曜授業の実施回数が年6回程度にとどまっている。これは、校長に横並び意識があることや、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により休日の振替に制限があり、夏休み等の期間に振り替えることができないことなどが考えられる。中学校については、年3回程度にとどまるのは部活動の関係もあるからであり、週休2日制になったときに生徒の居場所づくりからスポーツ大会が増えた経緯があるのでないか。とすれば、改善策として提示されているような家庭まかせの策ではなく、中学校については教育委員会が主導的にスポーツ大会を整理する働きかけを関係者に対し行わなければ、回数を増やすのは困難だと考える。

実施内容については、イベント系の取組が多く、保護者の土曜授業のイメージや希望が、「授業や補習」であるのに対して、その期待に応えられていない。保護者からの「イベント・発表的なものより普段の授業を見たい」、「授業・補習等で学力・体力の課題に正面から取り組んでほしい」との声を、方針に反映すべきである。一方、保護者や地域住民の参加を図る活動など、開かれた学校づくりにより多くの工夫や改善も見られ評価できる面もある。「土曜授業 防災訓練」等となっている学校も多いと思うが、土曜授業の本来の目的である家庭や地域との連携のもと開かれた教育活動の充実を図るためには、学校、地域、区で十分に検討を行う必要がある。しかしながら、土曜授業のカリキュラムは、新年度早々か早ければ前年度に学校の方で確定されるケースがほとんどで、提案しても難しいことが少なくない。今後は、地域や区との連携方法、調整方法を再検討する必要がある。

戦略1-2 道徳心・社会性の育成と健康・体力の保持増進

- ・ 道徳心の育成には学校だけでなく、地域や家庭の連携が不可欠である。挨拶の励行、身近なところからの取組徹底など、区としても学校や地域と連携しながら、道徳教育を推進するための計画を考える必要がある。
- ・ 不登校について、報告書にあるように原因は様々であり、学校現場において担任の先生を中心に対応を行っているのが現状である。しかし、家庭の経済状況や、親子関係、またハイリスクな生活パターン(睡眠不足等)については、学校のみでは対応が困難であることから、不登校のケースごとにしっかりデー

タ化・管理の上、共有し、区役所や保健福祉センターの専門職員との連携をもとに、各ケースについて関係行政機関がチームワークで対応すべきである。また、児童・生徒の健全な成長を阻害する長時間、特に夜間のスマホなどの使用などによる「睡眠」を起因とする不登校についても、近年件数が増加するとともに、研究が進んでいることから、研究結果を踏まえつつ教育現場をサポートできる仕組みを作るべきである。また、S S W（スクールソーシャルワーカー）が圧倒的に不足していると、学校現場から悲鳴があがっている。不登校などは子ども自身というよりは家庭に問題の根本がある。教諭は子どものためという視点で保護者にアプローチするが、保護者自身に精神的不安など課題を抱えているケースが多く、訪問時の対応が数時間に及ぶなど、本来の業務に支障が出ている。これは、学校というより家庭の福祉の問題で、教諭ではなく専門機関やサービスにつなげる専門家すなわちS S Wの領域である。S S Wを務めることができる人が不足しているため配置できないと教委事務局担当からの回答であったが、それなら、S S Wだけに固執せず、区役所福祉部門OB含め近いかたちで対応できる職員の配置を行うべきである。

- ・ 防災減災教育については、児童においては防災意識を高めて自らの身を守る「自助」の取組を推進するとともに、学校内において上級生が下級生を支援する「共助」に観点をのこした取組を推進する必要がある。中学生については、地域の一員として、災害時における防災減災の担い手として活躍できるよう、地域防災計画を踏まえ、地域と連携した実践的な訓練や場づくりなどを防災教育の観点から推進する必要がある。また現在、発災時の学校への指揮系統は災害対策本部が設置される区役所と、危機管理室から教育委員会への2系統になっている。それを早急に整理した上で地域との連携も含めた対策を検討しなければ、学校における防災計画や防災カリキュラムは学校内だけの限定的なものになってしまう。有事の際に学校は避難所としての役割を持つことから、校長をはじめ教職員の位置付けや役割を明確にし、避難者がいる状況での学校運営のあり方を検討すべきである。
- ・ 児童生徒の運動習慣定着のためには、動機付けとなる目標の設定が必要である。教育行政連絡会でもそうした意見が出されており、区として学校や地域と連携した取組を検討する必要がある。また、教員からは指導法がわからない、という声が聞かれ、指導法指導に大変興味があるようであった。走り方教室、水泳出前講座を数多く開催した当区役所の経験では、体育でちょっとしたコツのような指導法を行うことで、子どもがめざましい結果を残すことがあった。陸上と水泳で顕著なようである。専門指導者からの指導力研修の受講を増やすとともに、中学校のような専門職が必要ではないか。
- ・ 食育については、不十分と言わざるを得ない。特に中学校給食が28年4月から全員喫食へ移行するので、それまでに食育を充実させるべきである。各学校に任せるのではなく、栄養教諭の配置数の増加や未配置校への巡回など、教育委員会が積極的にイニシアチブを取り、食育の強化が必要である。

戦略1-3 幼児教育の推進と特別支援教育の充実

- ・ 完成させた「就学前教育カリキュラム」の周知徹底が必要である。また、英語の習得にかかる学習のスタート時期について、脳科学研究分野において、幼児期における言語脳の形成についての研究が進んでおり、これらのエビデンスを見極めながら、「就学前教育カリキュラム」においても、英語学習を取り込むかどうかについて検討を開始すべきである。
- ・ 特別支援学級に在籍していなくても特別な支援を必要とする児童生徒は増える傾向にあり、特別支援教育サポーターと各区の発達障がいサポーターの役割整理・連携を図り、総合的、効果的な支援体制の整備が必要である。25年度に教育委員会から区長マネジメントに移管された「発達障がいサポーター派遣事業」は、発達障がい等のある児童生徒への学習支援を行う「教育活動支援員」の活動を補完するもの

で、学校現場にとっては表裏一体の直接的サポート制度である。よって、発達障がい等のある児童生徒に関するサポートは、配置基準や待遇など教育委員会で一元管理し、より効果的に活用すべきだと考える。

戦略２－１ 学校の活性化

- ・ 校長のマネジメントの強化を図る上で、校長戦略予算は有効とは考えるが、基本配付は額が少なく、大部分が経常的な経費に支出されており、校長の裁量が働く余地が少ないため、加算配付が無くても独自の取組が行えるよう増額すべきである。加算配付は決定時期が遅く、実質、実行できるのが、秋以降となり、半年での実施となってしまう。校長による効果的な実施を考えると、決定時期が少しでも早くなるような工夫が必要と考える。
- ・ 学校の組織マネジメントの強化を目的として、副校長の配置拡大が必要である。
- ・ 校務負担を軽減するために、ＩＣＴの活用で一定の成果を上げていることは理解している。しかし、現場でその負担感が増しこそすれ軽減しているという感覚はない。むしろ、学校選択制等教育改革による新しい施策への取組に辟易している。学校は保守的で、古くからやっていることを止める、捨てることができない習性があるように思える。また子どものためを思うと躊躇してしまうのも、ＯＢの有形無形の圧力も考えられる。しかし時間と人材は限られている。民間なら、新しいことをやる時には、優先順位をつけて古いことを捨てるのが当然である。ここは校長が率先して「捨てる」よう教育委員会事務局が旗を振ることが重要である。学校現場では配置基準に誤りがあったことにより事務職員が削減された。それがルールであるのは理解できる。しかし、そのマンパワーを見越して仕事を組んでいたのですぐには減らせないのが現状。ゆえに教育委員会事務局は校長が大胆に業務を削減できるよう業務革新、環境改革の強力な指導をすべきである。
- ・ 学校選択制に関しては、特別支援学級の希望者や外国から来た子ども・保護者については、個々の実情を総合的に勘案し、より丁寧な就学・進学相談や情報提供が必要である。また、受入教室へのエアコン設置など、必要な環境整備を併せて実施すべきである。
- ・ 学校配置の適正化に当たっては、単に児童数の増減で判断するのではなく、施設（教室数・面積等）を総合的に勘案しないと、統廃合することによって、不急な学校施設の増改築を招くことがあり、適正化を検討する方法を改正すべきである。
- ・ 学校施設の整備については、エレベーター未設置の学校について、早急に設置すべきである。また、老朽校舎の改築に当たっては、現在は児童生徒数の現況や今後の推移見込みで、必要な校舎の規模を決定されている。学校選択制による受け入れ、生涯学習ルーム事業、児童いきいき放課後事業、学校適正配置など、もともと余裕教室を活用して実施してきたが、今後も本市施策として継続して実施するためには、単費予算を継ぎ足してでも必要な教室を確保、整備すべきだと考える。更に安全で快適な学校生活を確保するためには、耐震化の取組とともに児童生徒数増加校への対応が必要である。

戦略２－２ 教職員の資質向上と能力発揮

- ・ 教育実践のイノベーションについては、教員の主体性に任せること自体は良いアプローチだが、国内外のエビデンスに基づいた新たな教育方法や新教材の展開については、積極的に産学連携を進め、効果の高い施策については、その施策・担当教員を更に組織的に人材・予算面で支援し、優れた成果が市内に更に広がるような仕組みを構築すべきである。
- ・ 「教職員に求められる資質・能力を備えた人材を採用…」とあるが、現状は採用試験の競争率が著しく低

下するなど資質・能力を備えた人材を採用できているとは言い難い。質の高い人材を採用できるよう、若手教員の指導力向上については、教員採用試験の受験者が減少した結果、採用された教員のレベルが低下していることが教員の質の向上の妨げになっており、例えば応募者数が飛躍的に増加し、質の高い教員を採用できるような対策を講じる必要がある。

さらに、今後ますます若手教員が増加していくことを踏まえ、理数科目の指導力の向上のための研修の充実や、より効果的な研修内容や研修形態を再考する必要がある、例えば、区役所や地域関係者など異業種との交流により、広く教育以外での視野を深め、バランス感覚を養うことを制度として取り入れるべきである。

- ・ 部活動における適切な指導方法の確立に向けて、民間委託事業の検証が必要である。

戦略３－１ 学校・家庭・地域等の連携

- ・ 開かれた学校運営のキーたる学校協議会は全ての学校で設立され運営されているが、その更なる充実には委員の資質向上が不可欠である。教育委員会から委員研修の強化の大きな方針を打ち出すべきである。27年度から新規任命委員には区役所による研修が義務付けられたが、本来初回だけの研修で、充実した協議は見込めない。現に、2年委員をやり、4回区役所研修を受けたPTA会長から「ようやく学校協議会の仕組みがわかった」との感想がもたらされた。それだけ複雑な制度であり、大阪市の教育改革事情に相当精通し、一般的な教育問題にかなりの興味を持って情報収集していて初めて、まともな議論になる、という印象である。委員の不断の質の向上、そのための研修会のプロデュースは、教育委員会が責任を持つべきで、委員には毎年の参加を「義務付け」るべきである。学校の活性化の手段とされる学校協議会が、結果として自律的に発展する体制になっておらず、いまだ形の上に留まっているのは問題であり、教育委員会がしっかりリードすることが必要である。機能させるための手段としては、条例にある区長を通じての「運営の補佐」を活用し、これにより学校協議会が自律的に進化する仕組みをつくるべきである。例えば、区長と区役所職員によるサポート体制を制度として組み込み、各学校協議会の会長と区長・区役所職員の定例会等を設置・開催することが必要である。残念ながら、運営に関する計画の策定では、ルールを無視した、かなりずさんな手続きがいまだ見られた。教育委員会指導部は、事後チェックしたというが、実際には指導主事は忙しくほとんど見ていないという。また、格上たる校長に指導がしにくいのが現状である。今年度からは、学校協議会で諮った後に学校が運営に関する計画を訂正した場合には、次の学校協議会でその訂正を受けたことを学校に報告するルールになっているが、それを含む新ルールの遵守状況について、モニタリングが必要である。（運営に関する計画や校長経営戦略予算を提出する前に学校協議会を開催するというルールを守っていない学校がある。）ルールに則った適正な審議を担保するためには、議事録の適正な作成と公開も不可欠である。さらに、報告フォームの見直し、ＩＣレコーダーの導入、逐語録等の適切な記録をとることの検討をすべきである。あわせて、区役所の立会いと議事録へのサイン義務化も検討されるべきである。
- ・ はぐくみネット事業において、コーディネーターは年度当初から活動しているにも関わらず、コーディネーターの委嘱手続き、委嘱状交付が夏以降にずれこんでおり、実務と事業の実態が乖離している。現場の実態に即して、委嘱時期を再考すべきであると考え。また、当区においては地域活動協議会ベースで同事業を実施しており、従来の「小学校区」単位を前提とした事業実施手法からは変化している。そういった事項を鑑みた上で、この事業のあり方そのものについて整理する必要がある。児童数の増加している学校においては、学校教育に支障をきたさずに市民の自主的な生涯学習の活動を推進することが難しくなっている。加えて、中学校区単位で実施されている「学校元気アップ事業」についても、はぐくみネ

ットとの連携が十分に行われる環境となっていないことや、現在の「小学校区単位」での地域活動の中では、学校元気アップ事業が、地域における教育コミュニティづくりに主体的に関わっていく上で現在の縦割りによる制度設計（学校元気アップ：指導部所管、はぐくみネット：生涯学習部ならびに区役所所管）が非常にネックになっているものと認識している。また、学校元気アップ事業自体が、「放課後学習支援」に特化したものとの認識が浸透しているように感じており、本来の「学校教育支援」の趣旨が薄まっているように考える。

戦略3-2 生涯学習の推進

- ・ 生涯学習の推進に、学校図書館との連携とサポート強化だけでは、いかにも不十分である。子どもの窓口には図書館というアナログな機能も大事だが、大人においてはネットで検索して知識を習得する方が、日常では圧倒的に多いのではないかとすれば図書館、特に地域図書館の機能は何か。一人図書館に来て、静かに本を読んで静かに帰ることだろうか。それは自宅でいくらでもできる。一方、生涯学習においては、学ぶ人と学ばない人（機会が無い人）との格差が激しくなっているというデータがある。現代においての地域図書館のあり方の一つは、人との関わりをツールにした学びとの出会いの場ではないか。広く全国には、静謐ではないコミュニティの核になっているワイワイ型図書館があり、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーを獲得している。今後の教育コミュニティをいかに創造していくかという視点で、図書館の果たす機能は変化せざるを得ず、生涯学習部と中央図書館は新しい地域図書館のあり方を模索立案する時期に来ている。

本市は「読書が好き」と答える児童の割合が全国平均より低く、児童の学力向上には読書量の向上が不可欠である。しかし、小学校の学校図書館の開館状況は週数日程度であり、しかも昼休みのみの開館で放課後の開館は少なく、児童が本を読みたいとき、いつでも手にとれる読書環境というものがとても十分とは言えない。この現状に対し27年度、学校図書館活用推進事業を再強化したことは一歩前進である。しかし、まだ小学校の司書教諭は兼務であり、児童生徒の興味を高め、読書を学力向上の中心とすえるなら、①開館地域ボランティアの確保②専任司書の確保③図書入れ替え予算の充実を図るなど、学校教育の図書館活用を、ギアを一段上げて積極的に行う必要がある。教育委員会は近隣市等の事例を参考にしつつ、現状の把握と一層の情報公開、地域への協力要請、もちろん予算確保等も、本腰を入れて行うべきである。

図書館が事務局を担っている「こどもの読書活動推進連絡会」の活性を行い、学校図書館との連携も含め各種ボランティアの連携・育成を行うべきである。また、生涯学習の推進として学校図書館の充実を進めるのであれば、地域への開放も含めて検討すべきである。